

総行公第76号
令和7年6月20日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

地方公共団体における就職氷河期世代支援に係る中途採用の一層の推進について

地方公共団体における就職氷河期世代支援に係る中途採用については、「地方公共団体における就職氷河期世代支援に係る中途採用の方針について」（令和6年9月30日付け総行公第82号）により、既存の中途採用試験等における就職氷河期世代の採用等の積極的な取組についてお願いをしたところです。

就職氷河期世代については、令和2年度からの3年間を集中取組期間、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」として効果的・効率的な支援を進めてきましたが、現在も不本意非正規雇用や無業者が多く存在するなど様々な課題に直面している方が含まれています。

こうした実態を踏まえ、今般「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定。以下「基本的な枠組み」という。）において、就職氷河期世代に対して、その周辺の世代と合わせ、引き続き、正規雇用化や継続就労、社会参加など、個々人のニーズに応じたきめ細かな支援を効果的に実施していく必要があるとされたところです。また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）においても、「基本的な枠組み」に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」、「社会参加に向けた段階的支援」及び「高齢期を見据えた支援」の3本柱に沿って、「従前からの取組を強化する」とされました。

「基本的な枠組み」においては、「就労・処遇改善に向けた支援」の一つとして「公務員・教員としての採用拡大」に取り組むこととされ、国家公務員については、令和8年度から「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」を実施するとともに、当該試験及び経験者採用等により就職氷河期世代の積極的な採用を行うこと等の方針が示されたほか、地方公務員についても就職氷河期世代の積極的な採用が求められているところです。

上記の国家公務員に係る方針も踏まえ、地方公共団体においては、就職氷河期世代が受

験可能な中途採用試験や就職氷河期世代に限定した採用試験等の実施に加え、受験資格の上限年齢の引上げなどの応募機会の拡大、採用情報等の一層の周知などを含め、就職氷河期世代の積極的な採用に向けた取組をお願いいたします。

また、地方公共団体における就職氷河期世代の採用実績等に関し、令和7年2月14日付け事務連絡により調査を行ったところですが、その結果について別添のとおり取りまとめましたので通知します。（別添1「概要」及び別添2「調査結果」参照）

各団体の着実な取組により、多くの就職氷河期世代を地方公務員として採用いただいておりますが、上記の趣旨を踏まえ、引き続き積極的な取組をお願いいたします。

なお、地方公共団体における就職氷河期世代支援のための採用試験情報については、各団体から御提供いただいた情報に基づき、総務省ホームページにおいても公開しておりますので、引き続き、積極的な情報提供を併せてお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対してもこれらを周知していただくほか、各市区町村においてもより積極的な取組が行われるよう、助言方お願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

別添1 地方公務員中途採用の取組について（概要）

別添2 地方公共団体における就職氷河期世代支援に係る中途採用に関する調査の結果

（参考情報）

○就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_hyogaki_shien/kankeikakuryokaigi/index.html

○「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/decision0613.html>

○内閣官房就職氷河期世代支援推進室ホームページ

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_hyogaki_shien/index.html

○地方公共団体における就職氷河期世代支援を目的とした職員採用試験の実施状況
（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/shushoku_hyogaki_shien.html

連絡先	総務省自治行政局公務員部公務員課 公務員第四係
電話	03-5253-5544（直通）

地方公務員における中途採用の取組について

別添 1

令和2年度～令和6年度に実施した中途採用試験での就職氷河期世代の採用者数：**18,601名**

- 就職氷河期世代に限定した中途採用試験の採用実績
 - ・ 令和2年度～令和6年度に実施した同試験からの採用実績 : **2,729名**を採用
- 就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験の採用実績
 - ・ 令和2年度～令和6年度に実施した同試験からの採用実績 : 48,839名を採用、うち就職氷河期世代は**15,872名**

就職氷河期世代に限定した中途採用試験の採用実績（R2～R6年度）

集中取組期間 (R2-R4年度)	都道府県 601名	政令市 293名	市区町村 821名	合計 1,715名	R2～R6 合計 2,729名
第二ステージ (R5・R6年度)	都道府県 429名	政令市 237名	市区町村 348名	合計 1,014名	

就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験の採用実績（R2～R6年度）

集中取組期間 (R2-R4年度)	都道府県 2,182名 (5,098名)	政令市 1,080名 (2,441名)	市区町村 5,536名 (16,954名)	合計 8,798名 (24,493名)	R2～R6 合計 15,872名 (48,839名)
第二ステージ (R5・R6年度)	都道府県 1,562名 (4,154名)	政令市 841名 (2,239名)	市区町村 4,671名 (17,953名)	合計 7,074名 (24,346名)	

(注)括弧書きは、就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験により採用された全採用者数実績

※ 「就職氷河期世代に限定した中途採用試験」は、首長部局における、令和6年4月1日時点の年齢が大卒程度で概ね42歳以上53歳以下、高卒程度で概ね38歳以上49歳以下の者を対象として就職氷河期世代の支援を目的とすることを明示の上、実施する職員採用試験。
 「就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験」は、首長部局における、上記に該当する採用試験及び「主に新規学卒者を対象とした採用試験」を除く採用試験で、令和6年4月1日時点の年齢が38歳以上53歳以下の者の一部又は全部が受験可能な職員採用試験。

○ 地方公共団体における就職氷河期世代支援に係る中途採用に関する調査の結果

1. 令和6年度の就職氷河期世代支援に係る中途採用試験の採用者数と実施団体数

採用者数

団体区分	A 就職氷河期世代に 限定した中途採用試験	B 就職氷河期世代が 受験可能な中途採用試験	うち就職氷河期世代 (38歳～53歳)
都道府県 (47団体)	226 人	2,422 人	909 人
(参考) 令和5年度実績	(203 人)	(1,732 人)	(653 人)
指定都市 (20団体)	128 人	1,125 人	461 人
(参考) 令和5年度実績	(109 人)	(1,114 人)	(380 人)
市区町村 (1722団体)	176 人	9,757 人	2,402 人
(参考) 令和5年度実績	(172 人)	(8,196 人)	(2,269 人)
全団体 (1789団体)	530 人	13,304 人	3,772 人
(参考) 令和5年度実績	(484 人)	(11,042 人)	(3,302 人)

実施団体数

団体区分	A 就職氷河期世代に 限定した中途採用試験		B 就職氷河期世代が 受験可能な中途採用試験	
	団体数	実施率	団体数	実施率
都道府県 (47団体)	28 団体	59.6%	46 団体	97.9%
(参考) 令和5年度実績	(29 団体)	61.7%	(43 団体)	91.5%
指定都市 (20団体)	14 団体	70.0%	19 団体	95.0%
(参考) 令和5年度実績	(16 団体)	80.0%	(19 団体)	95.0%
市区町村 (1722団体)	40 団体	2.3%	1,076 団体	62.5%
(参考) 令和5年度実績	(50 団体)	2.9%	(1,014 団体)	58.9%
全団体 (1789団体)	82 団体	4.6%	1,141 団体	63.8%
(参考) 令和5年度実績	(95 団体)	5.3%	(1,076 団体)	60.1%

※「A 就職氷河期世代に限定した中途採用試験」とは、主として、令和6年4月1日時点の年齢が大卒程度で概ね42歳以上53歳以下、高卒程度で概ね38歳以上49歳以下の者を対象として就職氷河期世代の支援を目的とすることを明示の上、実施する職員採用試験をいう。

※「B 就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験」とは、上記Aに該当する採用試験及び「主に新規学卒者を対象とした採用試験」を除く採用試験で、令和6年4月1日時点の年齢が38歳以上53歳以下の者の一部又は全部が受験可能な職員採用試験をいう。

※ () 内の数字は令和6年5月28日付け「地方公共団体における就職氷河期世代支援に係る中途採用の一層の推進について（通知）」にて公表を行った令和5年度における採用実績である。